

### 保険料の算定方法

保険料は、被保険者全員に負担していただく「均等割額」と所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して、個人ごとに計算します。

**年額保険料**  
限度額:57万円

=

**均等割額**  
38,700円

+

#### 所得割額

賦課のもととなる所得金額<sup>(※)</sup>

×  
所得割率7.43%

※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

### 保険料の計算例

収入ごと(公的年金のみの場合)の保険料は右表のとおりです。

※複数世帯(夫婦2人世帯で共に75歳以上)の公的年金収入は夫の金額です。妻は国民年金の収入が80万円と想定し、年額保険料は夫婦それぞれの保険料を合計した額となります。

		区 分	平成26・27年度	年額保険料
保 険 料 額	単 身 世 帯	公的年金収入 80万円		3,800円
			153万円	5,800円
			168万円	11,300円
			192万円	33,800円
			211万円	52,500円 <b>例1</b>
	複 数 世 帯	公的年金収入 153万円		11,600円
			192万円	53,100円
			211万円	60,100円 <b>例2</b>
		258万円	139,800円	

#### 例1

### 年金収入が211万円のみで単身世帯の被保険者の保険料

①+② 100円未満を切り捨てて → **年額保険料52,500円**

①均等割額 30,960円

年金収入 211万円 - 公的年金等控除額 120万円 - 特別控除額 15万円 = 軽減判定所得 76万円

単身世帯の2割軽減基準額=33万円+45万円=78万円  
※軽減判定所得が基準額以下の76万円のため2割軽減となります。

均等割額 38,700円 × (1-軽減割合) (1-0.2) = 軽減後の均等割額 30,960円

②所得割額 21,547円

年金収入 211万円 - 公的年金等控除額 120万円 - 基礎控除 33万円 = 賦課のもととなる所得金額 58万円

※軽減判定の賦課のもととなる所得金額が基準額の58万円以下のため5割軽減となります。

賦課のもととなる所得金額 58万円 × 所得割率 7.43% × 軽減割合 0.5 = 軽減後の所得割額 21,547円

#### 例2

### 年金収入が夫211万円、妻80万円の複数世帯の被保険者の保険料 → 世帯の年額保険料60,100円

夫 ①+② 100円未満を切り捨てて → **年額保険料40,800円**

①均等割額 19,350円

年金収入 夫 211万円 - 公的年金等控除額 夫 120万円 - 特別控除額 夫 15万円 = 軽減判定所得 夫 76万円  
妻 80万円 - 妻 120万円 - 妻 15万円 = 妻 0円

複数世帯の5割軽減基準額=33万円+(24.5万円×被保険者数)=82万円  
※軽減判定所得が基準額以下の76万円のため5割軽減となります。

均等割額 38,700円 × (1-軽減割合) (1-0.5) = 軽減後の均等割額 19,350円

②所得割額 21,547円

年金収入 211万円 - 公的年金等控除額 120万円 - 基礎控除 33万円 = 賦課のもととなる所得金額 58万円

※軽減判定の賦課のもととなる所得金額が基準額の58万円以下のため5割軽減となります。

賦課のもととなる所得金額 58万円 × 所得割率 7.43% × 軽減割合 0.5 = 軽減後の所得割額 21,547円

妻 ①+② 100円未満を切り捨てて → **年額保険料19,300円**

①均等割額 19,350円

夫と同じ5割軽減となります。

均等割額 38,700円 × (1-軽減割合) (1-0.5) = 軽減後の均等割額 19,350円

②所得割額 0円

年金収入 80万円 - 公的年金等控除額 120万円 - 基礎控除 33万円 = 賦課のもととなる所得金額 0円

賦課のもととなる所得金額 0円 × 所得割率 7.43% = 所得割額 0円

均等割額の軽減判定は世帯単位で行います。